

## 売上高（収入額）の概念について（案）

売上高（収入額）の概念については、次のとおりとする。また、売上高（収入額）は、原則として、現金の受領時期とは関係なく、商品や製品などを引き渡した時点及びサービスを提供した時点で計上する。

### 「売上高（収入額）」

商品等の販売又はサービスの提供の対価として得られたものを「売上高（収入額）」  
（消費税などの間接税を含む。）とし、次のものを含まない。

- ・ 預金・有価証券などから生じた事業外の利子・配当収入
- ・ 事業外で土地や建物などの財産を売却して得た収入
- ・ 借入金
- ・ 補助金（ただし、会社以外の法人及び法人でない団体への補助金は「売上高（収入額）」に含める）

など

（取扱い上の例）

#### < 計上すべき金額について >

受託販売については、販売手数料収入のみを計上

委託販売については、委託先で販売した実際の販売額（販売手数料を除く）を計上

医療業や介護事業については、医療保険・介護保険からの支払保険料、自己負担分などを計上  
自家消費・贈与の場合は、金額に換算した額を計上

社会保険事業団体などの給付事業については、事務手数料収入のみを計上

会社以外の法人及び法人でない団体の場合は、事業・活動によって得た収入のほか、事業・活動を継続するための収入（運営費交付金、寄付金、献金、補助金、会費、会員や入所者の負担金など）を計上

#### < 計上すべき時点について >

入金の時点とサービスの提供時点に乖離がある場合

割賦販売の場合は、入金の都度その額を計上

掛売りの場合は、商品等を引き渡したときに計上

予約金等を受け取っている場合は、商品等を引き渡したときにその都度計上

商品やサービス等の完成に長期間を要する場合

受注制作のソフトウェア開発などについては、開発予定期間で均等割りするなど、合理的な額を見積もりして計上

など